

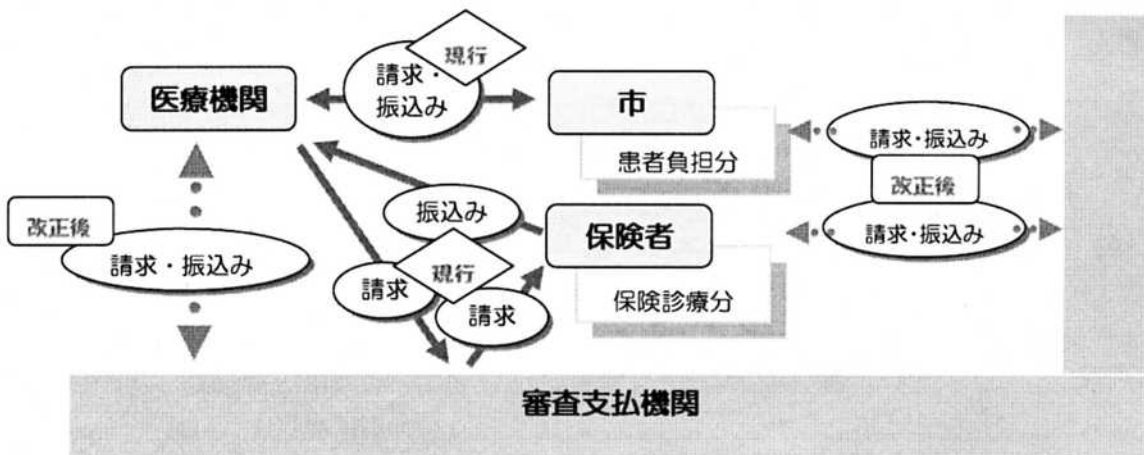
I. 乳幼児医療費支給事業の見直し(概要)

(1)医療制度改革に伴う患者負担の軽減(平成20年4月診療分から)

- ◆支給対象年齢…… 3歳未満児 → 小学校就学前児童
- ◆軽減措置の内容…… 3割負担 → 2割負担へ

(2)現物給付方式を全県的に導入(平成20年8月診療分から)

- ◆実施効果……○支給対象者が申請手続きを省略可能
○市町・医療機関における関係事務の軽減化
- ◆実施コスト……審査支払機関と事務委託契約を締結(事務手数料の発生)



※「支給対象年齢の引き上げ」は据え置き
(現行の「6歳未満」のまま)

II. 母子家庭等医療費支給事業の見直し(概要)

(1)「自己負担」の導入(平成20年8月診療分から)

- ◆対象世帯……市町村民税非課税世帯 以外の世帯
- ◆自己負担額……○外来レセプト 1件当たり 500円
○入院レセプト 1件当たり 1,000円